



重要事項説明書

介護保険 要介護



江津たかさご訪問看護ステーション

重要事項説明書

江津たかさご訪問看護ステーション

要介護認定を受けられた方

指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明いたします。わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業所（法人）について

法人名称	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 島根県済生会
代表者職・氏名	支部長 木村 清志
法人所在地	島根県江津市江津町 1016-37
法人連絡先	0855-54-0101

2 サービス提供を実施する事業所について

（１）事業所の所在地等

事業所名称	江津たかさご訪問看護ステーション
事業所所在地	島根県江津市江津町 1016-37
電話番号	0855-52-5568
FAX 番号	0855-52-5578
通常の事業実施地域	江津市（桜江町を除く）

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護状態にあるご利用者様の状況に応じた適切な指定訪問看護サービスを提供することにより、心身の機能の維持または向上を図り、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	主治医との密接な連携および訪問看護計画書に基づき、ご利用者様の心身機能の維持回復を図ります。療養上必要な事項について懇切丁寧に指導または説明いたします。心身の状況や環境を的確に把握し適切な訪問看護サービスを提供いたします。

(3) 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月～金曜日（ただし祝日、12/29～1/3を除く）
営業時間	8：30～17：15

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～金曜日（状況によっては土、日曜日も対応）
サービス提供時間	8：30～17：15（緊急時は24時間体制）

(5) 事業所の職員体制

管理者名	たなか ゆかり 田中 有佳理
------	-------------------

	職務内容	人員数
管理者	主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるように必要な管理を行います。訪問看護計画書および報告書の作成に関し指導および管理を行います。従業員に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	1 名
看護職員	指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医からの文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書および報告書を提出し密接な連携を図ります。計画書の作成を行うとともにご利用者様等への説明をし、同意を得た上で看護計画を交付します。常に心身の状況及び環境的的確な把握に努め、療養上必要な事項について適切な指導、説明を行います。担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業所とも連携を図ります。	常勤 3 名以上
理学療法士等	訪問看護計画書に基づき、提供サービスの内容がリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問いたします。(済生会江津総合病院と兼務です)	非常勤 1 名以上

▶理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合

サービス内容	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様の負担額		
			1 割	2 割	3 割
1 回 (20 分以上) 6 回/週まで	8 : 30～17 : 15	2,940 円	294 円	588 円	882 円

※理学療法士等が行う訪問看護については、通所リハビリテーションのみでは家屋内における ADL の自立が困難である場合であって、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士等が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合のみ

※1 日に 3 回以上行う場合は 90/100 となるため、原則 40 分訪問とします。

3 提供するサービス内容について

種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示および居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	ご利用者様が、住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護職員が居宅へ訪問し、病状や療養生活を看護の目で評価します。適切な判断に基づいた看護ケアとアドバイスを提供し、自立への援助を促しながら、療養生活を支援します。
ケア内容	・病状や障害の観察 ・褥瘡の予防や処置 ・排泄援助 ・医療的ケア (傷の処置、点滴、カテーテルの管理、在宅酸素、人工肛門 胃ろうや腸ろうの管理など) ・清拭や洗髪などの保清 ・療養生活や介護方法の指導 ・ターミナルケア、看取り

4 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① ご利用者様またはご家族様の金銭、預金通帳、証書や書類、保険証などの預かり
- ② ご利用者様またはご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ ご利用者様宅の同居家族へのサービス提供
- ④ 身体拘束やその他ご利用者様の行動を制限する行為（生命や身体を保護するための緊急性のある場合を除く）
- ⑤ ご利用者様やご家族様に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 緊急時や災害時の対応について

サービス提供時に、ご利用者様の病状が急変した場合、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じ、ご利用者様の予め指定する連絡先にもご連絡いたします。また、地震や水害などの災害時には、やむを得ず訪問できない場合もあります。停電時の対応や防災についても助言、指導を行います。

6 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録は2年間保存します。
- (2) ご利用者様は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

7 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備および備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 必要と判断した場合は、予防のためのガウンや手袋、フェイスシールドなどを装着しての訪問を行う場合があります。感染予防の観点から必要な措置ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- (4) ペットと同居しているご利用者様は、サービス提供時にはケージに入れるか別室で保護していただくよう、ご協力をお願いいたします。

8 契約の解約権について

- (1) ご利用者様は、事業所に対し、いつでもサービス提供の解約をできます。この場合は、3日以上予告期間をもって事業所に通知してください。
- (2) 事業所はご利用者様やご家族の非協力などで、お互いの信頼関係が維持できなくなるような事態となった場合、また著しい迷惑行為(暴力や暴言、性的ハラスメントなど)により事業の目的を達成することが不可能となった場合は、サービスのご利用をお断りする場合があります。
 - ① 利用者又はそのご家族がスタッフに対して暴行を加えた場合
 - ② 利用者又はそのご家族がスタッフに対して犯罪行為を行った場合
 - ③ 利用者又はそのご家族がスタッフに対して度重なる要求を行った場合
 - ④ 利用者又はそのご家族がスタッフに対してセクシャルハラスメント又はカスタマーハラスメント(暴言、迷惑行為、合理的理由のない要求その他、社会的相当性のない行為を言う)に該当する行為を行った場合
 - ⑤ 利用者又はそのご家族がスタッフ又は事業所からの要請に合理的理由なく応じない場合
 - ⑥ 前各号に定める他、利用者又はそのご家族と事業者との間の信頼関係が破壊されたと認められる場合

9 看護学生の同行訪問について

事業所は看護学生の実習を受け入れております。個人情報の取り扱いについての指導も徹底し、同行させておりますので、ご協力をお願いいたします。しかし様々な事情で受け入れ困難な場合は、遠慮なく、お知らせください。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) ご利用者様およびご家族様に関する秘密の保持について

- ① 事業所は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業所および事業者の使用する者（以下「従業者」という）はサービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 事業者は従業者に、業務上知り得たご利用者様やご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者等において、ご利用者様の個人情報を用いませぬ。また、ご利用者様のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者はご利用者様及びご家族様の個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については細心の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります）

11 在宅医療・介護情報共有システムの利用について

在宅医療で生活している療養者の方々を支えるには関わる医療従事者間で

の迅速な情報共有が必要です。そのため、ICT を活用したシステムで情報共有を図ることします。利用者は主治医または事業管理者が必要と判断した専門職等（主治医、訪問看護、ケアマネージャー、薬剤師、訪問介護など）で構成されます。システムの管理者及び利用者は常にその取扱いに留意し療養者の方の支援向上以外の目的では使用しません。

- ⑦ 取り扱う情報とは療養者の方の状態や画像、動画なども含みます。また介護者の方の情報も必要と判断された場合は取り扱うこととなります。
- ⑧ 同意した後でも取りやめることができます。その場合であってもサービスの利用に不利益を被ることは一切ありません。
- ⑨ 知り得た情報は個人情報として取り扱い厚生労働省による「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守します。

1 2 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様のご家族、居宅介護支援事業所に、連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、ご利用者様に対し賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

1 3 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。従業者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者または養護しているご家族や親族、同居人などによる虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

1 4 サービス提供に関する相談・苦情について

- ① ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 苦情や相談があった場合は、しっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握に努めます。
- ③ 担当者は速やかに状況報告を行い、ご利用者様の立場に立った適切な対処方法を検討いたします。
- ④ 検討内容については適宜連絡いたします。最終的な対処方法は必ずご報告

いたします。

- ⑤ 苦情または相談内容については、真摯に受け止め、個人情報への取扱いに十分配慮したうえで再発防止や今後のサービス向上のための取り組みを従業員全員で検討します。

・江津たかさご訪問看護ステーション 平日 8:30～17:15

島根県江津市江津町 1016-37

電話 0855-52-5568 FAX 0855-52-5578

▶苦情や相談は事業所以外に、市町村をはじめ下記の窓口でも伝えることができます。

・江津市健康医療対策課 平日 8:30～17:15

島根県江津市江津町 1016-37

電話 0855-52-2501 (江津市役所代表)

・浜田地区広域行政組合 平日 8:30～17:15

島根県浜田市殿町 1 番地

電話 0855-25-1520

・島根県国民健康保険団体連合会 平日 9:00～17:00

島根県松江市学園 1 丁目 7 番 14 号

電話 0852-21-2811

1 5 ご利用料金とお支払いについて

介護負担割合に応じて、介護報酬額の 1 割～3 割のご負担を頂きます。介護保険の区分支給限度額を超えた部分は、全額負担となります。事業所が発行する領収書と明細書は原則、再発行はいたしません。また、病状の変化により一時的に医療保険での訪問になった場合には別途交通費がかかりますので、ご了承ください。

※その他 料金の詳細は料金表を参照してください。

＜お支払方法＞ ※振替手数料はご利用様のご負担になります。

①口座振替

ご利用可能な金融機関：山陰合同銀行・ゆうちょ銀行・その他の金融機関

振替日 月末締めで翌々月 10 日

②銀行振り込み (必ずご利用者様のお名前で振り込んでください)

振込先 山陰合同銀行 江津支店 普通・2454840

口座名義 江津たかさご訪問看護ステーション 所長 田中 有佳理

【基本利用料金表】

サービス提供区分		介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1 割	2 割	3 割
昼間(8 時～18 時)					
20 分未満	看護師の場合	3,140 円	314 円	628 円	942 円
30 分未満	看護師の場合	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
30 分以上 60 分未満	看護師の場合	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円
60 分以上 90 分未満	看護師の場合	11,280 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円
早朝(6 時～8 時) 夜間(18 時～22 時)					
20 分未満	看護師の場合	3,930 円	393 円	786 円	1179 円
30 分未満	看護師の場合	5,890 円	589 円	1,178 円	1,767 円
30 分以上 60 分未満	看護師の場合	10,290 円	1,029 円	2,058 円	3,087 円
60 分以上 90 分未満	看護師の場合	14,100 円	1,410 円	2,820 円	4,230 円
深夜(22 時～6 時)					
20 分未満	看護師の場合	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
30 分未満	看護師の場合	7,070 円	707 円	1,414 円	2,121 円
30 分以上 60 分未満	看護師の場合	12,350 円	1,235 円	2,470 円	3,705 円
60 分以上 90 分未満	看護師の場合	16,920 円	1,692 円	3,384 円	5,076 円

※緊急訪問による早朝、夜間、深夜などの割増料金は、その月に初めての時は通常の料金です。割増料金は 2 回目からとなります。

【加算表】

加算名称	介護報酬額	ご利用者負担額			算定回数
		1 割	2 割	3 割	
☐ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	1 月につき
☐ 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	5,740 円	574 円	1,148 円	1,722 円	
☐ 特別管理加算（Ⅰ）	5,000 円	500 円	1,000 円	1500 円	1 月につき
☐ 特別管理加算（Ⅱ）	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
☐ ターミナルケア加算	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	死亡月
☐ 初回加算（Ⅰ）	3,500 円	350 円	700 円	1,800 円	初回のみ
☐ 初回加算（Ⅱ）	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
☐ 退院時共同指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	1 回あたり
☐ 看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 月につき
☐ 看護体制強化加算（Ⅰ）	5,500 円	550 円	1,100 円	1,650 円	1 月につき
☐ 看護体制強化加算（Ⅱ）	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
☐ 看護体制強化加算（予防）	1,000 円	100 円	200 円	300 円	
☐ 複数名訪問看護加算（Ⅰ） 30 分未満	2,540 円	254 円	508 円	762 円	1 回あたり
☐ 複数名訪問看護加算（Ⅰ） 30 分以上	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円	1 回あたり
☐ 複数名訪問看護加算（Ⅱ） 30 分未満	2,010 円	201 円	402 円	603 円	1 回あたり
☐ 複数名訪問看護加算（Ⅱ） 30 分以上	3,170 円	317 円	634 円	951 円	1 回あたり
☐ 長時間訪問看護加算 90 分以上	3,000 円	300 円	600 円	900 円	1 回あたり
☐ 中山間等に居住する者へのサービス提供加算	基本報酬の 5%を加算				1 回あたり
☐ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	60 円	6 円	12 円	18 円	1 回あたり
☐ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	30 円	3 円	6 円	9 円	

吸引器の貸し出し	※別途契約が必要 800 円/月
----------	---------------------

衛生材料	
テガダームロール（10cm 幅 100cm）	431 円
サージカルテープ（2.5cm 幅 1 個）	155 円
不織布ガーゼ（4 折 200 枚）	640 円
ハイゼガーゼ（4 折 300 枚）創保護	2487 円
吸引カテーテル（12Fr 14Fr）	62 円/本
両端コネクタ付き吸引チューブ	880 円

＜重要事項説明年月日＞

説明年月日	年 月 日
説明者氏名	

指定介護訪問看護サービスの契約にあたり、上記の通り重要事項について説明いたしました。

事業者	所在地	島根県江津市江津町 1016-37	
	事業所名	江津たかさご訪問看護ステーション	
	代表者名	田中 有佳理	印

上記内容の重要事項について説明を受け、同意しました。

ご利用者様	住所		
	氏名	印	
	代筆者氏名		続柄（ ）

ご家族様	住所	電話	
	氏名	続柄（ ）	

